



内閣府

プレスリリース

食品表示基準の制定に係る答申について

平成26年12月9日

内閣府消費者委員会事務局

平成26年10月31日付けで内閣総理大臣から諮問を受けた以下の件に関し、消費者委員会本会議及び消費者委員会食品表示部会で審議を行い、平成26年12月9日の第179回消費者委員会本会議で結論が得られたことを受け、平成26年12月9日付けで、消費者委員会委員長より内閣総理大臣あてに答申を行った。

- ◆ 平成26年10月31日付け諮問 食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準（機能性表示食品に係る規定及び別表に限る。）

1. 審議経過は以下の通り。

- ・平成26年11月4日第177回消費者委員会本会議にて機能性表示食品の制度全般について審議を行った。
- ・本会議での議論を受けて、食品表示基準案について平成26年11月26日第35回消費者委員会食品表示部会にて審議を行った。
- ・食品表示部会における議論状況の報告を受けた上で、平成26年12月2日第178回および12月9日第179回消費者委員会本会議にて審議を行い、結論が得られたため、平成26年12月9日付けで、消費者委員会委員長より別添のとおり答申を行った。

※別添：答申書（諮問を受けた食品表示基準案を含む）

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担当：錦織・山中・小國

電話：03-3507-9945

FAX：03-3507-9989